

平成23年度 相模原市体育協会事業計画基本方針

1 基本方針

平成22年4月に、政令指定都市として新たにスタートをした相模原市は、新相模原市総合計画を策定し、「スポーツ振興によるまちづくり事業」（スポーツの拠点づくりを進めるとともに、企業スポーツやスポーツ団体、トップアスリートの育成支援などを行い、スポーツの持つ力をまちづくりに生かしていく。）を重点プロジェクトとして掲げ、施策の推進を行っています。こうした施策を受け、本協会は従来のスポーツ振興計画と併せ、生涯スポーツ社会の実現や豊かなスポーツライフの実現を目指し、地域におけるスポーツ活動の推進と各加盟団体と連携した総合的な競技力の向上を図るなど、市民の生涯スポーツ振興に取り組んでまいります。

2 重点目標

平成20年9月のリーマンショック以来、日本を含む世界経済の情勢悪化は未だ回復には至らず、スポーツに関してもその取り巻く環境には厳しいものがあります。相模原市においても、市民体育祭、市民スキー講習会、市民ハイキングなどの事業が休止となりました。こうした状況の中でも本協会においては、本市のスポーツ振興を担う団体として、基本方針を受け市民のスポーツ活動をサポートするため、各種大会やスポーツ教室を行うとともに、公益財団法人への移行手続きの推進、相模原麻溝公園競技場の次期指定管理者へ向けての対応などに取り組んでまいります。

〔1〕指定管理業務の推進

平成21年度に指定管理者となった相模原麻溝公園競技場については、提案した企画や事業を着実に実施するとともに、市民の望む事業などを研究し、市民に喜ばれる競技場づくりを推進しております。23年度においては3年間の事業活動をもとに、次期指定管理者にむけてのプレゼンテーション資料を作成し、また市民需要に対応した新たな事業展開の提案を盛り込むなど、引き続き指定管理者となるべく鋭意努力してまいります。

〔2〕新公益法人制度への対応

平成20年12月に公益法人制度改革関連3法が施行され、特例民法法人は、平成25年11月末日までに一般財団法人か公益財団法人に移行しなければ、存続ができなくなります。公益財団法人と名乗るためには、内閣府や都道府県に設置される「公益認定等委員会」の「公益性認定」を受けなければなりません。

信用の証である公益性の認定を受け、公益財団法人相模原市体育協会と名乗れるよう、関係機関との調整を密にして、23年度中に移行認定申請を行ってまいります。

〔3〕組織体制の充実・強化

平成21年12月に最高裁判所において、神戸市の外郭団体への職員派遣に伴う人件費の補助金支出についての判決がでたことに伴い、相模原市においても職員派遣の形態について検討が行われ、派遣先で人件費が負担できない場合は、固有職員の新規採用を行うこと

などで、市職員の段階的な引き揚げを考えております。

このことに伴い、体育協会事務局職員体制については、新規職員の採用を含め検討を行い、体制の充実強化を図ってまいります。

また、各専門委員会の活動を活性化させ、体育協会事業の推進を図ってまいります。

〔4〕 地域におけるスポーツ活動の推進

週1回以上の習慣性のあるスポーツ実施率を、50%以上にする目標を実現するためには、地域の諸団体や地域に根ざした活動を支援することが重要です。

このためには、身近な地域で、気軽にスポーツ活動ができる機会や場の提供及び情報の提供を、総合型地域スポーツクラブなどをおして積極的に行ってまいります。

また、指定管理業務の中でも、積極的に教室事業を展開し、継続して活動できるよう相談や場の提供を行ってまいります。

〔5〕 競技水準の向上

市内には、サッカーの「SC相模原」、ラグビーの「三菱重工ダイナボアーズ」、アメリカンフットボールの「相模原ライズ」、野球の「相模原クラブ」など全国に向けてチーム作りをしている社会人チームや、青山学院大学の陸上部や野球部・バスケット部など大学スポーツ界で活躍するチームが数多くあります。こうした手本となるチームとの交流を図り、小学生・中学生など次世代の子どもたちに刺激を与え、競技水準の向上を図ることで、相模原市のスポーツの活性化を図ってまいります。

〔6〕 財政基盤の充実

体育協会を取り巻く厳しい環境に、少しでも対応するため、経費の節減に努めるとともに、賛助会員の募集を積極的に行います。

また、スポーツ施設を中心に自動販売機の設置を行い、その売り上げからの販売手数料収入を図るとともに、各種事業への協賛企業の募集を行うなど自主財源の確保に努めてまいります。

平成23年度実施事業計画について

[補] = 市補助事業
[自] = 自主事業

I 一般会計

1 スポーツに関する教室、講演会、競技会等の開催（寄付行為第4条第1号）

(1) スポーツ教室助成事業 [補]

加盟団体が行う一般市民を対象としたスポーツ教室に対し助成金を交付し、加盟団体と連携した事業の拡大と競技人口の拡大を図るもの。

ア 対象事業 36事業

イ 助成の内容

- ① 助成金は、加盟団体の申請により交付する。
- ② 助成額は、1事業40,000円とする。
- ③ 事業終了に伴う決算額が、当初予算額より減額となった場合、その減額率と比例して減額する場合がある。
- ④ 助成対象事業数は、原則として1加盟団体2教室までとする。

ウ 交付条件

- ① 参加者は、一般公募とする。
- ② 受講人員は、20名以上とする。
- ③ 1事業の時間は、10時間程度とする。
- ④ 事業は、(財)相模原市体育協会との共催とする。

エ 提出書類

- ① 助成金交付申請書（事業計画書、収支予算書）を要領で定める日までに提出する。
- ② 事業終了後は、実績報告書、収支決算書及び事業実施の写真を提出する。

(2) 市民健康マラソン大会 [補]

ア 実施時期 平成24年3月4日
イ 実施場所 相模原麻溝公園競技場及び周辺道路
ウ 対象 市民一般
エ 種別 1.5km・5km・10km
オ 参加費 500円

(3) 市民ロードレース大会 [補]

ア 実施時期 平成23年11月27日
イ 実施場所 相模原麻溝公園競技場及び周辺道路
ウ 対象 中学生以上 400名（予定）
エ 種別 中学生男子の部、女子の部 3km
一般男子の部（40歳以上） 5km
高校生、一般男子（29歳以下及び30歳以上）の部 10km
オ 参加費 500円

(4) 友好都市少年海外スポーツ交流事業 [補]

ア 目的 アマチュアスポーツの振興と青少年の健全な心身の育成のためスポーツを愛好する青少年を広く外国に派遣する。
イ 実施時期 平成24年3月（5泊7日予定）

ウ 派遣先	カナダ・トレイル、バンクーバー
エ 派遣人員	中学生12名以内、役員4名（予定）
オ 交流種目	スキー
カ 参加費	有料

(5) 相模原市民ウォーキング大会の開催 [補]

ア 目的	相模原市健康都市宣言（平成12年10月）を契機に、市民の健康づくりの一助とすることを目的に「だれでも・いつでも・どこでも」できるウォーキング大会を開催する。
イ 実施時期	平成23年11月
ウ 実施場所	相模原市内の5kmコース、15kmコース
エ 募集人員	1,000名（予定）
オ 参加費	500円

(6) 元旦マラソン [補]

ア 目的	元旦の日に広く市民の参加を得て、自分に適した走り方をする ことで体力づくりを図る。
イ 実施時期	平成24年1月1日
ウ 実施場所	相模原麻溝公園競技場及び周辺道路
エ 対象	市民一般 500名（予定）
オ 種別	1.5km・3km・5km
カ 参加費	500円

(7) スポーツ講習会の開催 [自]

ア 目的	スポーツ知識をもった指導者・競技者等を講師とし、広く市民 を対象に講習会を開きスポーツ活動の普及を図る。
イ 実施時期	平成23年9月・10月・11月
ウ 実施場所	未定(緑区・中央区・南区)
エ 対象	市民一般
オ 講師	スポーツ知識をもった指導者・競技者等
カ 内容	スポーツ現場における普通救命講習(AEDを含む)
キ 受講料	未定

2 スポーツの指導者及び審判員の養成（寄付行為第4条第2号）

(1) 競技審判員養成助成事業 [補]

加盟団体の実施する競技審判員養成事業に対し助成金を交付し、加盟団体と連携した事業の拡大と競技スポーツの振興を図るもの。

ア 対象事業 14事業

イ 助成の内容

- ① 助成金は、加盟団体の申請により交付する。
- ② 助成額は、1事業40,000円とする。
- ③ 事業終了に伴う決算額が、当初予算額より減額となった場合、その減額率と比例して減額する場合がある。
- ④ 助成対象事業数は、原則として1加盟団体1事業までとする。

ウ 交付条件

- ① 受講人員は、1事業20名程度とする。
- ② 1事業の時間は、10時間以上とする。

③ 事業は、(財)相模原市体育協会との共催とする。

エ 提出書類

① 助成金交付申請書(事業計画書、収支予算書)を要領で定める日までに提出する。

② 事業終了後は、実績報告書、収支決算書及び事業実施の写真を提出する。

(2) スポーツ指導者養成助成事業 [補]

加盟団体が行う指導者養成事業に対し助成金を交付し、加盟団体と連携した事業の拡大充実とスポーツ振興を図るもの。

ア 対象事業 14事業

イ 助成の内容

① 助成金は、加盟団体の申請により交付する。

② 助成額は、1事業40,000円とする。

③ 事業終了に伴う決算額が、当初予算額より減額となった場合、その減額率と比例して減額する場合がある。

④ 助成対象事業数は、原則として1加盟団体1事業までとする。

ウ 交付条件

① 受講人員は、1事業20名程度とする。

② 1事業の時間は、20時間程度とする。

③ 事業は、(財)相模原市体育協会との共催とする。

エ 提出書類

① 助成金交付申請書(事業計画書、収支予算書)を要領で定める日までに提出する。

② 事業終了後は、実績報告書、収支決算書及び事業実施の写真を提出する。

(3) スポーツ指導者講習会 [補]

ア 実施時期 平成23年7月・12月

イ 実施場所 未定

ウ 対象 加盟団体競技力向上指導者、体育指導委員、スポーツ少年団指導者及びスポーツクラブ指導者等(50名)

エ 講師 未定

オ 内容 (1)夏場のストレッチング講習会

(2)冬場のストレッチング講習会

カ 受講料 未定

(4) 資格取得専門研修会派遣事業 [補]

相模原市民のスポーツ振興と競技力向上にあたる各種スポーツ指導者及び競技

運

営に携わる競技審判員を養成するとともにその資質向上を図るため、加盟団体におけるスポーツ指導者及び競技審判員資格取得希望者を派遣する。

ア 対象者 15名

イ 対象

① 20歳以上の者で、加盟団体の推薦を受けた者

② 資格取得後も加盟団体において活動できる者

ウ 派遣経費

認定事業を終了または合格、認定された者に対し、派遣経費の2分の1以内において交付する。ただし、20,000円を限度とする。

エ 提出書類

① 資格取得専門研修会派遣事業申込書、加盟団体の推薦書及び経費内訳書を

提出する。

② 終了後は、派遣経費にかかる領収書の写し及び認定書の写し等を提出する。

3 スポーツ団体等に対する助成その他の支援（寄付行為第4条第3号）

- (1) 加盟団体助成事業 [補]
加盟団体の育成を図るため、加盟団体の運営経費等に対して助成金を交付する。
助成の内容
① 助成金は、加盟団体の申請によって交付する。
② 助成額は、1加盟団体、年額100,000円とする。
- (2) 競技会等助成事業 [補]
スポーツ技術水準の向上を図るため、複数の市町村を対象とした大会の開催に、一部助成金を交付するもの。
ア 対象事業 27事業
イ 助成の内容
① 助成金は、加盟団体の申請により交付する。
② 助成額は、1事業40,000円とする。
③ 事業終了に伴う決算額が、当初予算額より減額となった場合、その減額率と比例して減額する場合がある。
④ 助成対象事業数は、原則として1加盟団体2競技会までとする。
ウ 交付条件
① 参加者は、複数の市町村民を対象とする。
② 参加人員は、50名以上とする。
③ 事業は、（財）相模原市体育協会の後援とする。
エ 提出書類
① 助成金交付申請書（事業計画書、収支予算書）を要領で定める日までに提出する。
② 事業終了後は、実績報告書、収支決算書及び事業実施の写真を提出する。
- (3) 有力選手強化合同練習等助成事業 [補]
市を代表する選手の技術向上を目的に行う強化への積極的な参加を促すため、加盟団体に助成する。
ア 対象事業 ・かながわ駅伝競走大会
・8市2郡親善陸上競技大会 等
イ 対象経費 賃借料等
- (4) トップアスリート養成助成事業 [自]
県・全国・世界大会を目指す有望な選手及びチームの強化育成を目的に、加盟団体が実施する事業へ助成金を交付するもの。
ア 助成の内容
① 助成金は、加盟団体の申請により交付する。
② 助成額は、1加盟団体100,000円を上限とする。
イ 交付条件
① 県・全国・世界大会を目指す有望な選手及びチームを強化または育成する目的で行う事業とする。
② 加盟団体登録選手及びチームを対象とする事業とする。
ウ 提出書類

- ① 助成金交付申請書（事業計画書、収支予算書）を要領で定める日までに提出する。
- ② 事業終了後は、実績報告書、強化選手・チーム登録名簿、収支決算書及び事業実施の写真を提出する。

(5) スポーツ功労者等表彰 [補]

スポーツの発展、向上に貢献した個人及び団体に功労賞を、全国規模以上の大会に出場した選手、チーム並びに県大会以上において優秀な成績を収めた選手、チームに栄光賞を授与し、その功績を讃える。

ア 実施時期 平成24年1月

イ 実施場所 市民会館第1大会議室

ウ 対象 市内在住、在勤者、加盟団体登録者

4 スポーツに関する情報の収集及び提供（寄付行為第4条第4号）

(1) 広報紙発行事業 [補]

各種のスポーツ情報を提供し、市民スポーツの振興を図るとともに、各種目協会

及び相模原市体育協会の知名度アップを図る。

ア 発行時期 平成23年10月・平成24年3月（予定）

イ 発行部数 各9,000部

ウ 規格 A4判8ページ

(2) ホームページ広報発行事業 [自]

インターネットを使い、ホームページにより速報性のある広報を行う。

各種目協会や体育協会事業の募集活動（募集・組み合わせ）や結果速報等の周知を行う。

(3) 年間大会、行事予定ポスターの作成 [補]

ア 発行時期 平成23年4月

イ 発行部数 350部

ウ 規格 A1判

5 相模原市が行うスポーツ事業の受託（寄付行為第4条第5号）

相模原市からの委託を受け、スポーツ事業の実施運営を行う

- ① 市民選手権大会（26種目 平成23年4月から平成24年3月）
- ② 相模原駅伝競走大会（平成24年1月）
- ③ かながわ駅伝競走大会選手等派遣（平成24年2月）
- ④ 8市2郡親善陸上競技大会選手等派遣（平成23年7月）
- ⑤ 8市親善野球大会選手等派遣（平成23年6月）
- ⑥ 市民富士登山（平成23年8月）（1泊）
- ⑦ 企業・大学等スポーツネットワーク事業「スポーツネットワーク中学生セミナー」（実施時期未定）
- ⑧ 相模原スポーツフェスティバル開催事業（平成23年10月10日）体育の日
- ⑨ 全国健康福祉祭「ねんりんピック」選手選考・派遣事業（所管課：高齢者福祉課）

6 相模原市が設置する社会体育施設の管理運営（寄付行為第4条第6号）

7 その他目的を達成するために必要な事業（寄付行為第4条第7号）

- (1) 新制度への移行に係る事務を行う。
 - ・公益法人改革制度の変更に伴い、公益財団法人への認定申請事務を行う。
- (2) 指定管理者に係る提案事務を行う。
 - ・麻溝公園競技場指定管理者の提案及び申請事務を行う。（体育協会グループ）
- (3) 政令指定都市体育協会研究協議会参加に係る事務を行う。
 - ・平成23年度幹事市 さいたま市 ※平成22年度加盟(名古屋市会場で承認)

II 特別会計（スポーツ少年団）

1 スポーツ大会の開催

- (1) 野球大会 [補]
 - ア 実施時期 平成23年7月9日（土）・10日（日）・16日（土）
・18日（月・祝）・23日（土）・予備日7月24日（日）
 - イ 実施場所 昭和橋スポーツ広場・ひばり球場他
 - ウ 対象 野球スポーツ少年団
 - エ 審判員 相模原市少年野球協会審判員
 - オ 参加費 無料

- (2) 水泳大会 [補]
 - ア 実施時期 平成23年7月30日（土）
 - イ 実施場所 相模原市立総合水泳場（さがみはらグリーンプール）
 - ウ 対象 水泳スポーツ少年団
 - エ 審判員 相模原市水泳協会審判員
 - オ 参加費 無料

- (3) サッカー大会 [補]
 - ア 実施時期 平成23年9月4日（日）・10日（土）・17日（土）（低学年）
11月13日（日）・19日（土）・20日（日）（高学年・女子）
11月27日（日）・12月4日（日）・10日（土）（中学年）
 - イ 実施場所 相模原北公園スポーツ広場・相模原麻溝公園競技場他
 - ウ 対象 サッカースポーツ少年団
 - エ 審判員 相模原市サッカー協会審判員
 - オ 参加費 無料

- (4) 武道大会 [補]
 - ア 実施時期 平成24年2月26日（日）（少林寺拳法）
3月4日（日）（剣道・柔道・空手道）
 - イ 実施場所 相模原市立北総合体育館・相模原市立総合体育館
 - ウ 対象 各実施種目スポーツ少年団

エ 審判員 各実施種目協会・連盟審判員
オ 参加費 無料

(5) ソフトボール大会 [補]
ア 実施時期 平成23年7月3日(日)・予備日7月10日(日)
イ 実施場所 ひばり球場
ウ 対象 ソフトボールスポーツ少年団
エ 審判員 相模原市ソフトボール協会審判員
オ 参加費 無料

(6) 新体操大会 [補]
ア 実施時期 平成23年11月12日(土)
イ 実施場所 相模原市立北総合体育館体育室
ウ 対象 体操スポーツ少年団
エ 審判員 相模原市体操協会審判員
オ 参加費 無料

(7) バレーボール大会 [補]
ア 実施時期 平成23年4月29日(金・祝日)
イ 実施場所 相模原市立北総合体育館体育室
ウ 対象 バレーボールスポーツ少年団
エ 審判員 相模原市バレーボール協会審判員
オ 参加費 無料

(8) ドッジボール大会 [補]
ア 実施時期 平成23年11月13日(日)・予備日11月20日(日)
イ 実施場所 北公園スポーツ広場
ウ 対象 ドッジボールスポーツ少年団
エ 審判員 相模原市ドッジボール協会審判員
オ 参加費 無料

(9) バドミントン大会 [補]
ア 実施時期 平成23年10月9日(日)
イ 実施場所 相模原市立北総合体育館体育室
ウ 対象 バドミントンスポーツ少年団
エ 審判員 相模原市バドミントン協会審判員
オ 参加費 無料

2 野外活動の実施

(1) ハイキング [補]
ア 実施時期 平成23年10月末
イ 実施場所 大涌谷～湖尻水門(予定)
ウ 対象 スポーツ少年団員及び指導者他 100名
エ 参加費 有料

- (2) スキー講習会 [補]
- ア 実施時期 平成24年2月17日(金)～19日(日) (1.5泊)
 - イ 実施場所 水上高原藤原スキー場
 - ウ 対 象 スポーツ少年団員及び指導者 80名
 - エ 参加費 有料

- (3) リーダー研修会 [補]
- ア 実施時期 平成23年8月20日(土)～21日(日)
 - イ 実施場所 藤野体験の森やませみ
 - ウ 対 象 単位少年団のリーダーまたはリーダー候補者 60名
 - エ 参加費 有料

3 体カテストの実施

- (1) 体カテスト [補]
- ア 実施時期 平成23年5月14日(土)・11月26日(土) (年2回)
 - イ 実施場所 市立北総合体育館体育室
 - ウ 対 象 スポーツ少年団員 1回150名 計300名
 - エ 判定員 体カテスト判定員 各6名
 - オ 参加費 未定

4 講習会の実施

- (1) 指導者講習会 [補]
- ア 実施時期 平成23年6月12日(日)
 - イ 実施場所 未定
 - ウ 内 容 熱中症対策
 - エ 対 象 スポーツ少年団指導者・役員及び母集団、団員の父母
 - オ 講 師 大塚製薬
 - カ 参加費 未定

5 指導者資格取得助成事業 [補]

- ア 助成内容 平成23年度日本・県スポーツ少年団が実施する講習会または同等の講習会に参加し、資格を取得した指導者・団員への助成。
- イ 対 象 スポーツ少年団指導者・団員
- ウ 助成金交付の対象 助成金は、認定事業を終了または合格、認定された者に対し派遣費の2分の1以内において交付する。ただし、10,000円を限度とする。

経
する。

6 情報紙発行

- (1) 情報紙発行 [補]
- ア 実施時期 平成23年11月・平成24年3月予定 (年2回)

イ 内 容	スポーツ少年団及び団員の活動紹介
ウ 部 数	A4二ツ折り4ページ 2,000部/回予定
エ 配 布 先	各スポーツ少年団及び市内公共施設、体育協会理事他

Ⅲ 特 別 会 計（田中仁スポーツ賞基金）

1 田中仁スポーツ賞基金

田中仁スポーツ賞基金規程に基づき、平成7年6月に故田中仁氏の遺族から寄せられた寄付金10,000,000円の内資、及びこれにより生ずる利子をもって、田中仁スポーツ賞贈呈要領に定める贈呈を行なう。

なお、その年度に該当者がいない場合、同年度に生じた利子は翌年度に繰り越すものとする。

Ⅳ 特 別 会 計（収益事業）

1 収益事業

ホームページのバナー広告、津久井中央公民館内の自動販売機1台、広報紙広告を行い、法人の自主財源の確保を行う。

Ⅴ 特 別 会 計（指定管理者事業）

1 相模原麻溝公園競技場等の指定管理者として管理運営を行う。

(1) 基本コンセプト

相模原麻溝公園競技場の基本コンセプトである「市民が気軽に利用できる健康づくり・体力づくりの拠点」、「高いレベルの競技会を市民が、観て楽しみ、また参加し活躍できるアスリートの拠点」、「周辺の豊かな自然環境に調和した緑の拠点」をベースに新たに施行される「相模原市スポーツ振興計画」に基づいた事業を展開する。

(2) 構成団体名「相模原市体育協会グループ」

- ・ 代表団体 財団法人相模原市体育協会
- ・ 構 成 員 日本体育施設株式会社
N T Tファシリティーズ株式会社